

マイナンバー

◆ どう変わる

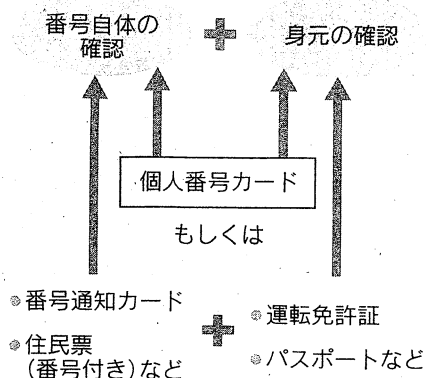
マイナンバー法の審議で繰り返し議論になったのが、マイナンバーを不正取得した者による「なりすまし」などの悪用をどう防ぐかだ。米国や韓国など既に番号制度を導入している国でも同様の被害は生じている。個人情報に直結する仕組みだけに、厳格な本人確認が求められている。

なりすましが発生するきっかけとして考えられるのが、個人番号カードや番号を通知するカード

なりすまし どう防ぐ

⑨

本人確認の基本的な仕組み



の盗難・紛失だ。被害者は市区町村長に届け出をし、番号を変更してもらい手続きが必要になる。個人番号カードを交付する場面でもなりすましは起こりうる。健康保険は、ICチップ非搭載の

証や運転免許証で本人確認するが、最新の運転免許証のようなICチップが搭載されていない場合は偽造は不可能ではない。住民基本台帳カードでは、ICチップ非搭載の

本人確認 ルール厳しく

本人確認証が提示された場合は、追加の書類を提示しない限り住基カードの即日交付をしないルールになっている。個人番号カードでも今後、総務省が厳格な本人確認をするよう自治体向けのルールを整備する予定だ。

個人番号の交付後、企業の総務や人事の担当者が自社の従業員の番号を教えてもらう際にも番号と本人の確認が必要だ。マイナンバー法では①番号カード②番号通知カード③運転免許証④住民票の写し⑤運転免許証の3つの方法で確認することを求めている。

マイナンバー

◆ どう変わる

政府はマイナンバーを2018年にも戸籍に適用することを検討している。結婚やパスポート申請、遺産相続などで戸籍謄本の提出が不要になる。国民の利便性は高まるが、個人情報保護の観点から慎重論もある。戸籍への適用を検討するのは行政手続きの煩雑さが解消できるためだ。

戸籍への適用検討

⑩

戸籍への適用で行政手続きの手間が減る

- 結婚やパスポート申請、遺産相続などで戸籍謄本の提出不要に
- ネットの申請も検討

課題は？

- 厳重な個人情報保護の体制

戸籍は遺産相続や配偶者のいる人が年金の受給申請をするときなどにも必要になる。マイナンバーが戸籍に付番されれば、

行政機関はオンライン上で、戸籍の情報をやりとりすることができるようになり、個人が戸籍を取り寄せて提出する必要がなくなる。

戸籍への適用には戸籍法やマイナンバー法などの関連法の改正が必要だ。戸籍情報は、医療情報などと同様に究極の個人情報だ。戸籍は幅広い個人情報が含まれており、個人の血族や親族関係を他人に管理されることに抵抗感を覚える人も

個人情報の保護課題

多い。情報が漏洩すれば、大きな被害が起きるだけに慎重な制度設計が求められる。

マイナンバーの運用を巡っては、一部システムの開発が遅れる事態がでている。マイナンバーの活用は16年1月から始まり、政府は徐々に適用する範囲を広げていく考えだ。ただ、当初の想定よりもスケジュールがずれ込み、戸籍への適用が遅れる可能性もある。

(おわり)